

男鹿市規則第 2 号

男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
附 則 （経過措置） 第 2 条 （略）	附 則 （経過措置） 第 2 条 （略） <u>（旧指定ごみ袋の使用）</u> 第 3 条 第14条の規定にかかわらず、当分の間、条例別表 第 1 の区分による燃えないごみ及び資源ごみ（大きさは 大に限る。）を排出する者は、廃止前の男鹿市指定ごみ 袋収集の規格等に関する要綱（平成24年男鹿市告示第43 号）に定めるごみ袋に次項で定める証紙（以下「収入証 紙シール」という。）を貼りつけたものを条例第28条第 1 項の指定ごみ袋とみなして使用することができる。 2 収入証紙シールの形式は、次のとおりとする。	
	種類	燃えないごみ用50円証紙 資源ごみ用20円証紙
	台紙色	青色 緑色

改正後	改正前	
	額面印刷	白色
	寸法	縦 105mm 横 148mm
	図柄	
		
<u>3 本条に定めるもののほか、収入証紙シールの取扱いについては、条例及びこの規則の例による。</u>		
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。		

附 則
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。